

社労連第 225号

平成22年6月7日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会

会 長 金 田 修

(公 印 省 略)

社会保険労務士制度の適正な運営について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は、当連合会の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

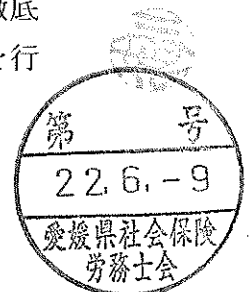
さて、標記の件に関しましては、過去においても、社会保険労務士の逮捕、起訴事案が多発したことから、社会保険労務士の倫理、コンプライアンスを遵守し、不正行為が発生しないよう、取り組みをお願いいたしたところであります。

しかしながら、昨今、社会保険労務士が懲戒処分に付されるケースが増加しており、特に平成21年度は過去最高の6件の懲戒処分事案が発生し、8名の社会保険労務士が処分されたことから、平成22年4月16日付労徴発0416第1号、年管企発0416第1号により、厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長及び年金局事業企画課長から、当職あてに社会保険労務士の不正防止に取り組むよう要請がなされました（別添参照）。

このように、社会保険労務士の懲戒処分事例が増加傾向にあることは、社会保険労務士に対する国民の信頼、行政機関との信頼を大きく失墜させるとともに、全国の社会保険労務士の日々の活動に重大な影響を及ぼすことは必至であります。

また、度重なる不祥事の発生は、国民の負託に応えることが使命の専門士業としても許されないことであり、失墜した信頼を回復させるため、連合会、都道府県会及び全会員が一丸となり、不退転の決意をもって再発防止に努めて参らなければなりません。

つきましては、貴会におかれましても、以下の措置を講じ、不正行為防止を一層強化いただくとともに、社会保険労務士の倫理、コンプライアンスを徹底いただきますとともに、万が一、不正の兆候を把握された場合には、調査を行



い、必要な場合には注意勧告制度を活用して厳正な指導をされますようお願い申し上げます。

1. 所属会員に対する「社会保険労務士倫理綱領」の徹底
2. 倫理研修の受講の徹底
3. 不正の疑い(※1)のある社会保険労務士に対しては、必要に応じ、適切な手続(※2)を行うとともに、社会保険労務士法第 25 条の 33 による注意勧告を活用し、不正の未然防止に努めること

(※1)「不正の疑い」とは、社会保険労務士法第 25 条の 33 の趣旨にあるとおり、社会保険労務士の関係法律の規定に抵触するおそれがある情報が明らかとなった場合をいいます。

具体的には、マスコミ報道(新聞、TV)等によって客観的な情報が明らかとなった場合等、不正を行っている可能性が高いと判断される情報を入手した場合が「不正の疑い」に該当するものとします。

(※2)「適切な手続」とは、客観的な情報に基づいて、会に設置されている綱紀委員会において、対応策を検討することをいいます。

(担当：総務部総務課)



参考

労 徴 発 0416 第 1 号
年 管 企 発 0416 第 1 号
平成 22 年 4 月 16 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省

労働基準局 労働保険徴収課長

年金局 事業企画課長

社会保険労務士制度の適正な運営について

社会保険労務士の懲戒処分事案については、平成 15 年度以降毎年のように発生しているところであるが、昨年度においては雇用保険事業に係る助成金の不正受給を目的とした虚偽申請、労働基準法違反事件等を内容とする過去最高の 6 件の懲戒処分事案が発生し、8 名の社会保険労務士が処分されたところである。

また、現在司法判断との兼ね合い等により、懲戒処分には至っていないが、社会保険労務士が障害者手帳の不正取得に関与したとして警察に逮捕された事案、依頼事業主の労働基準法違反の隠匿に関与したとして、依頼事業主とともに労働基準監督署により検察庁に送検された事案など、社会保険労務士の非行行為が大きく報道される事案も発生している。

社会保険労務士は、今や受験者が 5 万人を超え、世間でも非常に注目が高いものとなっており、また、拡大されたあっせん代理等の業務や年金相談センターにおける相談業務等、社会保険労務士の社会的役割もより一層重要性を増しているところである。

このような状況において、社会保険労務士の信頼を失墜させる行為が繰り返しなされていることは極めて憂慮すべき事態であり、社会保険労務士に対する国民の信頼を回復していくためには、行政はもとより、貴会における指導及び士業団体としての自主的取り組みが強く求められるところである。

については、貴会において社会保険労務士の不正防止に取り組むべく、下記要請する。

記

- 1 社会保険労務士制度の適正な運営のため、都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）の会員がその信用又は品位を害する行為をしないよう徹底すること。
- 2 苦情処理相談窓口等により把握した事案について、苦情処理相談窓口設置規定に基づき的確に対応すること。また、都道府県会に対しても同様に的確に対応すること及び不正の疑いがある社会保険労務士に係る苦情については、不正の未然防止のため、注意勧告制度を有効に利用することを指導すること。
- 3 懲戒処分に至らないまでも、社会保険労務士の信用又は品位を害する行為を行った社会保険労務士については、都道府県会会則に基づき厳正に処分するよう都道府県会に指導するとともに、都道府県会から貴会に報告された処分事案について、ホームページで概要等を公表すること。



労 徴 発 0416 第 2 号
年管企発 0416 第 2 号
平成 22 年 4 月 16 日

地方厚生局年金調整課長 殿
地方厚生（支）局年金管理課長 殿

都 道 府 県 労 働 局 長 殿

厚生労働省
労働基準局 労働保険徴収課長

年 金 局 事 業 企 画 課 長

（公 印 省 略）

社会保険労務士の懲戒処分について

社会保険労務士の懲戒処分事案については、昨年度過去最高の件数となったことから、今般別添 1 のとおり、全国社会保険労務士会連合会会長あて、会員社会保険労務士に対する指導徹底等を要請したので、貴職におかれても管下社会保険労務士会に対する一層の監督指導に努められたい。

なお、過去の社会保険労務士に係る懲戒事案の概要は別添 2 のとおりであるので、各局において類似事案等社会保険労務士の不正事案を把握した場合には、事案の内容に応じて本省労働基準局労働保険徴収課または年金局事業企画課あてに情報を提供するとともに必要な調査に万全を期されたい。

また、社会保険労務士に係る不正事案の内容が労働に関する法令及び社会保険に関する法令の双方に係るものの場合には、都道府県労働局と地方厚生（支）局とが連携して調査し、又は情報交換を密にするなど効果的な対応に努めること。

労 徴 発 0416 第 1 号
年管企発 0416 第 1 号
平成 22 年 4 月 16 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省
労働基準局 労働保険徴収課長

年 金 局 事 業 企 画 課 長

社会保険労務士制度の適正な運営について

社会保険労務士の懲戒処分事案については、平成 15 年度以降毎年のように発生しているところであるが、昨年度においては雇用保険事業に係る助成金の不正受給を目的とした虚偽申請、労働基準法違反事件等を内容とする過去最高の 6 件の懲戒処分事案が発生し、8 名の社会保険労務士が処分されたところである。

また、現在司法判断との兼ね合い等により、懲戒処分には至っていないが、社会保険労務士が障害者手帳の不正取得に関与したとして警察に逮捕された事案、依頼事業主の労働基準法違反の隠匿に関与したとして、依頼事業主とともに労働基準監督署により検察庁に送検された事案など、社会保険労務士の非行行為が大きく報道される事案も発生している。

社会保険労務士は、今や受験者が 5 万人を超え、世間でも非常に注目が高いものになっており、また、拡大されたあっせん代理等の業務や年金相談センターにおける相談業務等、社会保険労務士の社会的役割もより一層重要性を増しているところである。

このような状況において、社会保険労務士の信頼を失墜させる行為が繰り返しなされていることは極めて憂慮すべき事態であり、社会保険労務士に対する国民の信頼を回復していくためには、行政はもとより、貴会における指導及び士業団体としての自主的取り組みが強く求められるところである。

ついては、貴会において社会保険労務士の不正防止に取り組むべく、下記要請する。

記

- 1 社会保険労務士制度の適正な運営のため、都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）の会員がその信用又は品位を害する行為をしないよう徹底すること。
- 2 苦情処理相談窓口等により把握した事案について、苦情処理相談窓口設置規定に基づき的確に対応すること。また、都道府県会に対しても同様に的確に対応すること及び不正の疑いがある社会保険労務士に係る苦情については、不正の未然防止のため、注意勧告制度を有効に利用することを指導すること。
- 3 懲戒処分に至らないまでも、社会保険労務士の信用又は品位を害する行為を行った社会保険労務士については、都道府県会会則に基づき厳正に処分するよう都道府県会に指導するとともに、都道府県会から貴会に報告された処分事案について、ホームページで概要等を公表すること。

社会保険労務士の懲戒処分事例

別添 2

	該当都道府県	事 案	処 分 内 容
平成3年 6月	東京	○社労士の名を用いて、不正の手段により他人の戸籍謄本等の交付を受け、第三者に渡した。 ○帳簿の備付け、保存義務違反をした。 ○過料判決戸籍法違反により過料30万円。	・業務停止7ヶ月 ①信用失墜行為の禁止 ②帳簿の備付け及び保存義務の違反に該当。
平成5年 2月	群馬	○妻を委託元事業所に雇用されているものと偽り、自らの手続により、不正に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得させた。 ○委託元事業所に、届出内容を確認させることなく、約8年間、保険料全額(計約300万円)を負担させていた。 ○上記事案については、事業主と和解した。	・業務停止6ヶ月 故意に、真正の事実に対して申請書等の作成をしたときに該当。
平成6年 7月	茨城	○委託元事業主の依頼により、故意に労災保険に関する不正手続を行った。 ○委託元事業主が安衛法違反で送検され、取り調べの中で、社労士の関与が発覚したが、故意の立証が困難なため社労士の立件は見送りとなる。	・業務停止10日 故意に、真正の事実に対して申請書等の作成をしたときに該当。
平成6年 7月	東京	○自賠責の請求事務及び保険金受領などの代理行為を行い、弁護士法違反により罰金20万円に科せられた。 ○虚偽により、委託元従業員の労災休業補償給付(計264万円)を支給させ、その一部を不正取得した。 ○労災給付の業務上横領は、示談により起訴猶予となる。	・業務停止9ヶ月 「信用失墜行為の禁止」の違反に該当。
平成11年 11月	埼玉	○妻及び事業主と共謀し、虚偽の雇用保険被保険者資格取得届、喪失届及び離職証明書を提出し、基本手当(2名分計200万円)を詐取した。 ○上記他、虚偽により、4名分の雇用保険被保険者資格取得届、喪失届及び離職証明書(4名分)を提出し、基本手当を詐取しようとした。 ○虚偽の雇用保険被保険者資格取得届を基に、特定求職者雇用開発助成金支給申請書を提出し、助成金を詐取しようとした。 ○行政の不正事案に係る調査を妨害した。 ○共同正犯による詐欺罪で、懲役1年6ヶ月、執行猶予3年。	・失格処分 ①「不正行為の指示等の禁止」の違反 ②「信用失墜行為の禁止」の違反 ③17条付記の虚偽記載 ④故意に、真正の事実に対して申請書等の作成をしたときに該当。
平成16年 3月	岐阜	○中小企業雇用創出人材確保助成金の不正受給 自己の事務所 370万円。 委託業務(3件) 1100万円。 ○上記事件により、詐欺罪で懲役3年、執行猶予5年。	・失格処分 故意に、真正の事実に対して申請書等の作成、事務代理をしたときに該当。
平成16年 3月	神奈川	○特例事業場労働時間短縮奨励金の不正受給について、提出代行で関与する(2件で計120万円の受給)。 ○上記事件により、略式命令により罰金刑20万円(共犯による補助金適正化法の適用)。	・業務停止1年 故意に及び相当の注意を怠って、真正の事実に対して申請書等の作成、事務代理をしたときに該当。

	氏 名	事 案	処 分 内 容
平成16年 10月	北海道	○介護休業制度導入奨励金支給金の不正受給 ・自己の経営する司法書士事務所において不正に75万円を受給したもの。	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成16年 10月	石川	○中小企業雇用創出人材確保助成金の不正受給 自己の事務所 418万円。 委託業務(2件) 343万円。 ○上記事件により、第1審判決 詐欺罪で懲役2年6ヶ月、執行猶予5年。平成17年3月11日 控訴審判決棄却。	・失格処分 故意に及び相当の注意を怠って、真正の事実に対して申請書等の作成、事務代理をしたときに該当。
平成17年 10月	千葉	○事業主から依頼を受けていない雇用保険関係各種届書等再作成申請書を作成、提出した。 ○虚偽の雇用保険被保険者資格喪失届、雇用保険被保険者離職証明書を作成、提出し、157,500円を不正受給した。	・失格処分 故意に、真正の事実に対して申請書等の作成、事務代理をしたときに該当。
平成17年 10月	山梨	○税理士でないにも関わらず、税理士業務を行い、また、税理士の名称を用いたことにより、税理士法に違反した。 ○上記事件により、罰金50万円の略式命令。	・業務停止6ヶ月 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成18年 1月	愛媛	○社会保険労務士である労働保険事務組合会長が虚偽の内容を記載した雇用保険被保険者資格喪失届を作成、提出した。 ○上記事件について、愛媛労働局が厳重注意。	・戒告 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成18年 3月	東京	○事業主に対して「労働保険料は、社会保険労務士会を通じて支払うと1割安くなる。」と虚偽の説明をして、労働保険料 753,914円を詐取した。 ○なお、平成7年にも労働保険料52,500円を横領している。(この時は横領額が少額であったこともあり、懲戒手続が開始されなかった。)	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成18年 4月	福岡	○社会保険労務士である労働保険事務組合事務局長が労働保険年度更新に当たり、事業主に無断で労働保険事務処理委託解除として年度更新手続を行い、かつ、それを事業主に通知しないなどにより、事業主から交付された14,208,653円を横領した。	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成18年 7月	群馬	○顧問事業場の労働者に係る雇用保険被保険者資格取得手続を怠っていたことを隠蔽することを意図して、計8名の架空の労働者の雇用保険被保険者資格取得届を作成し、提出した。 ○なお、平成5年にも「6ヶ月の業務停止」の処分を受けており、再犯である。	・失格処分 故意に、真正の事実に対して申請書等の作成をしたときに該当。

	氏 名	事 案	処 分 内 容
平成19年 2月	福岡	○社会保険労務士である労働保険事務組合理事長が事業主から交付された労働保険料9,002,255円を国に納付せず、横領した。	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成19年 2月	山口	○社会保険労務士である労働保険事務組合会長が事業主から交付された労働保険料の一部7,683,068円を国に納付せず、横領した。	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成19年 3月	愛知	○事業主から交付された労働保険料 2,892,000円を国に納付せず、横領し、かつ横領の事実を隠蔽するため、虚偽の労働保険年度更新申告書を作成し、提出した	・失格処分 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、及び故意に、真正の事実に対して申請書等の作成をしたときに該当。
平成19年 9月	山口	○業務停止処分の期間中に、事業主の依頼を受けて労働保険年度更新申告書を作成し、労働基準監督署へ提出した。	・失格処分 この法律に基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したときに該当。 (刑事告発)
平成19年 11月	神奈川	○教習機関の技能講習を担当する実施管理者の立場で、技能教習を受講していない者を技能講習修了者として帳簿に氏名等を記載した。 ○また、技能講習を受講していない者に技能講習修了証を売却し金員を得た。	・業務停止1年 労働社会保険諸法令の規定に違反したとき及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成19年 12月	石川	○監督署の職員から提出代行した労災保険の請求に関し質問を受け、これに回答するため、虚偽の書類を作成し、提出するとともに虚偽の回答をした。	・業務停止6か月 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成20年 4月	福島	○社会保険労務士である労働保険事務組合会長が事業主から交付された労働保険料約110万円を国に納付せず、自作の歌のCD作成準備費用等として労働保険料を流用した。	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。

	氏 名	事 案	処 分 内 容
平成 20 年 4 月	福岡	○労働保険事務組合の職員の身分を有していなかったにもかかわらず、委託事業場から労働保険料を預かり、個人の債務の返済に充当した。 ○なお、労働保険料の横領行為によって平成 20 年 2 月にも「1 年の業務停止」の処分を受けており、横領行為の再犯である。	・失格処分 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。 (刑事告発)
平成 20 年 8 月	新潟	○ 顧問事業場の依頼を受け、事実と異なる労働災害の発生場所や発生状況を記載した「労働者死傷病報告書」及び「労働者災害補償保険休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書」を作成し、労働基準監督署長に提出した。	・業務停止1年 故意に真正の事実に対して申請書等の作成を行ったとき及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成 21 年 2 月	石川	○ 顧問事業場から中小企業定年等引上げ等奨励金の支給申請手続の依頼を受け、同奨励金支給申請書等の作成を行うに当たり、同社の定年制に係る十分な事実確認を行うことなく、事実と異なる就業規則を作成し、これを労働基準監督署長に提出した。	・戒告 相当の注意を怠り真正の事実に対して申請書等の作成を行ったときに該当。
平成 21 年 4 月	熊本	○社会保険労務士である労働保険事務組合会長が事業主から交付された労働保険料約740万円を国に納付せず、労働保険料を自身が経営する会社の活動資金及び自宅建築費用の返済等に流用した。	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成 21 年 4 月	熊本	○自身が代表である団体が労働保険事務組合の認可を受けるに際し、団体においては総会を開催していなかったにもかかわらず、総会を開催したという虚偽の議事録を作成し、これを添付した「労働保険事務組合認可申請書」を熊本労働局長へ提出した。また、熊本労働局の調査を受けたが、事務所の事務員に虚偽の回答をさせた。 なお、認可申請については不認可処分。	・業務停止6か月 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成 21 年 4 月	熊本	○自身が理事である団体が労働保険事務組合の認可を受けるに際し、団体においては総会を開催していなかったにもかかわらず、総会を開催したという虚偽の議事録に理事として押印し、同議事録を作成した。	・業務停止3か月 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。

	氏 名	事 案	処 分 内 容
平成 21 年 4 月	熊本	○友人の社労士が代表である団体が労働保険事務組合の認可を受けるに際し、同代表から書類への押印の依頼を受けた。 当該書類には総会を開催した内容の記載があったが、当該事実関係を確認することなく、総会を開催したという虚偽の議事録に理事として押印し、同議事録を作成した。	・戒告 相当の注意を怠り真正の事実 に反して申請書等の作成を行っ たときに該当。
平成 21 年 5 月	新潟	○ 顧問事業場4社から継続雇用定着促進助成金の支給申請手 続の依頼を受け、同助成金支給申請書等の作成を行うに当た り、労働基準監督署の印を付した就業規則届を偽造し、これを 同助成金支給申請書に添付し、雇用開発協会へ提出した。 また、顧問事業場の就業規則について、事実と異なる定年 制の規定を記載し、当該就業規則を労働基準監督署長へ提 出した。	・業務停止1年 故意に真正の事実 に反して申請書等の作成を行っ たとき及び社会保険労務士たるにふさわ しくない重大な非行があつたとき に該当。
平成 21 年 9 月	福島	○ 自身が代表である団体が労働保険事務組合の認可を受け るに際し、団体においては総会を開催していなかったにもか かわらず、総会を開催したという虚偽の議事録を作成(他の理事 が作成したものに記名押印)し、これを添付した「労働保険事 務組合認可申請書」を福島労働局長へ提出した。 なお、認可申請については不認可処分。	・業務停止6か月 社会保険労務士たるにふさわ しくない重大な非行があつたとき に該当。
平成 22 年 1 月	宮城	○ 地方再生中小企業創業助成金の申請に当たり、依頼事業 主に代わり自から申請書に虚偽の内容を記載するとともに、 知人に申請に必要な「工事請負契約書」「領収書」等を偽造さ せ、当該偽造した書類を虚偽の内容を記載した申請書に添付 して宮城労働局長あてに提出した。	・業務停止1年 故意に真正の事実 に反して申請書等の作成を行っ たとき及び社会保険労務士たるにふさわ しくない重大な非行があつたとき に該当。
平成 22 年 3 月	福島	○ 自身が運営する会社の労働者 2 名に対する賃金を、所定 の支払期日までに支払わず、この結果労働基準監督署によ り、労働基準法違反(第 24 条)被疑事件と立件され、検察庁 に書類送検された。 ○ なお、自身が代表であつた労働保険事務組合において保険 料を横領し、1 年の業務停止の処分を受けており再犯であ る。	・失格処分 労働社会保険諸法令に違反し たときに該当。